平成２１年（フ）第６８７号
宮崎市吉村町境目甲1488番地１　県営住宅１棟202号
債務者　石川加代子（旧姓山路）
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７００号
宮崎市東大淀２丁目２番41号　宮住第２ビル307号
債務者　金谷　基晴
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０３号
宮崎県児湯郡川南町大字川南23492番地　番野地住宅２―123号
債務者　椎葉しおり
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０９号
宮崎市大字熊野543番地
債務者　蛯原マサヲ
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０号
宮崎県小林市大字真方940番地15
債務者　長瀬　洋一
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２０号
宮崎県延岡市出北１丁目29番９―205号
債務者　中尾　哲也
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２１号
宮崎県東臼杵郡門川町大字川内7665番地21
債務者　峰村　美子（旧姓谷川）
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２２号
宮崎県延岡市浜町554番地２
債務者　森山　一美
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２３号
宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3967番地
債務者　谷口　美恵
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第８２６号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目16番24号
債務者　山口　正秋
１　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３１号
鹿児島県鹿児島市小野２丁目10番28号　徳留荘102号
債務者　小宮路浩美
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３６号
鹿児島県鹿児島市永吉２丁目39番13号
債務者　上野　隆之
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８４６号
鹿児島県鹿児島市坂元町896番地１　エステートＭ＆Ｓ101号
債務者　原田　　舞
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８６７号
鹿児島県鹿児島市田上町5168番地６
債務者　池亀美扶子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１号
鹿児島県鹿児島市西陵６丁目14番６号
債務者　山下　正志
１　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５号
鹿児島県鹿児島市川上町3954番地
債務者　平　　恵美
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４３号
鹿児島県いちき串木野市住吉町１番地６
債務者　井川　真一
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
埼玉県川口市上青木西３―13―８　寺田コーポ301、住民票上の住所沖縄県那覇市与義１丁目18番22号　プチヴィレッジ506
債務者　木下　敬裕
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　那覇地方裁判所民事第３部